

事務所だより 12月号

西田成希税理士事務所

〒659-0053
芦屋市松浜町 6-14-2
Tel: 090-7490-7396
Fax: 0797-78-6488



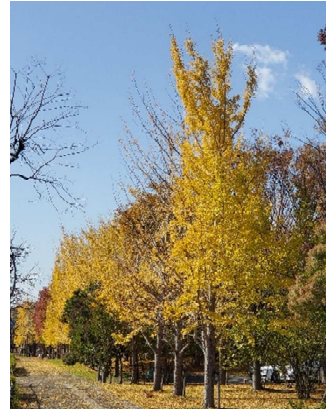
初冬の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今年も残すところ1ヶ月となりました。今年もあっという間でした。皆様はどんな1年だったでしょうか。

さて、スポーツの世界を振り返ると、今年は関西フィーバーでしたね。野球は阪神タイガースとオリックス・バファローズがリーグ優勝しました。サッカーではヴィッセル神戸がJ1初優勝。こんなことがあるのか？とビックリです。

阪神タイガースは38年ぶりの日本一でした。38年前の1985年11月2日(土)、私は中学2年生。日本一が決まった日は、土曜日で部活をしていました。そのメンバーに熱狂的な阪神ファンがいて学校にラジオを持ってきていたのです。野球中継が始まると、もう部活そっちのけで、ネットを外し簡易グラウンドにして、ラケットをバット代わりに野球中継の再現です。最後はピッチャーゴロでゲームセットだったんですね。何回も最後の場面を再現して大盛り上がりでした。その後、顧問に校内放送で『こら～、テニス部！野球しないで練習しろ！！』と怒られてしまいました(>_<)。でも校内放送がゲームセット後だったので、絶対に顧問の先生も職員室で野球を見ていたと思います(^)。学校の近くに川や池がなくて良かったです。ウチら本当にアホだったので、誰か飛び込んでいたと思います。まあ、ノンビリした時代でした(^;)。

では、事務所だより12月号をお送りします。インフルエンザが流行っています。年末に罹ったら大変ですので、くれぐれもお気を付けください。少し早いですが、今年も大変お世話になりました。来年も引き続きよろしくお願いたします。



柿をもらったので久し振りに干し柿を作りました。



☆ お知らせ (2023年12月の税務)

期 限	項 目
12月11日	▶ 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額(当年6月～11月分)の納付
翌年1月4日	▶ 10月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	▶ 1月、4月、7月、10月決算法人の3月毎の期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 4月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	▶ 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月毎の中間申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月毎の中間申告(8月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
	▶ 給与所得者の保険料控除申告書・配偶者控除等申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出(本年最後の給与の支払を受ける日の前日)
	▶ 給与所得の年末調整(本年最後の給与の支払をするとき)
	▶ 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付(12月中において市町村の条例で定める日)

年末調整が終わったと思ったら、いよいよ確定申告の時期となります。来年になってから大丈夫だろう、と思っているとあっという間に3月が来ます。今からご準備ください。確定申告での不明点があれば、遠慮なくご連絡ください。

1月20日は給料等に係る源泉所得税で半期特例の適用を受けている方の納期限です。半年分をまとめて納付になります。資金についてご注意ください。

☆ 電子帳簿保存法

10月から始まった日本版インボイス制度については、「悪魔の制度」と何度かお話ししてきました。

したが、日本版インボイス制度と同じくらい大変な制度が来年1月から始まります。来年1月から始まるのは『電子帳簿保存法』です。本当は2022年1月から施行されているのですが、企業の準備が間に合わない、ということで義務化が延期されていきました。その延期期間も終わり、ついに2024年1月から正式にスタートします。電子帳簿保存法が始まると、皆様の資料の保存、そして私とのやり取りが大きく変わります。

まず、資料の保存については、紙でもらった請求書や領収書は紙での保存でも大丈夫ですが（一定の要件を満たせばスキャンして保存することもできます）、メールに添付された請求書や領収書、ネットで購入した商品などの領収書は、PDF形式やスクリーンショット機能を使ってパソコンやクラウドに保存する必要があります。PDFやスクリーンショットを印刷して、元のPDFやスクリーンショットは削除する、ということはいけません。

また、パソコンやクラウドに保存する際にも決まりがあります。その決まりは、①改ざん防止のための措置 ②「日付・金額・取引先」で検索できるようにする ③そのファイルを見られるようにディスプレイやプリンターを設置する——この3つです。実は、2022年2月号（No.197）で記事にしています。国税庁HPに特設サイトがありますので、ご覧になってください。

電子帳簿保存法、できそうな感じもしますが、実際はとても大変になると思います。ネットで購入したものすべてをその都度ダウンロードしないといけません。固定電話や携帯電話、水道光熱費についても各社のサイトや地方公共団体の水道局のサイトなどからダウンロードする必要があります。日本版インボイス制度の影響もあり、メールや各社のサイトで請求書、領収書を自ら取得しないといけない、という会社が増えてきています。これらは、すべて電子帳簿保存法に基づいた保存が必要です。インボイスに加えて電子帳簿保存法による実務負担の増大。国税庁は何を考えているのでしょうか。自分たちでやってみて欲しいです。コンピュータに関する知識や人的資源が不足している中小企業に対して過酷な制度だと思っています。

私とのやり取りについては、私の方で会計処理している方は、書類の受取方法について検討が必要となります。パソコンやクラウドに保存したデータをメールやUSBメモリなどを通じてデータのまま受け取るのか、紙で印刷したものを受け取るのか。また、私がいただいた資料はあくまで会計処理するためのものになりますので、元のデータは皆様のパソコンやクラウドに上記の決まりに基づいて保存しておいてもらう必要があります。実際の運用方法について、私も悩んでいます。

私とのやり取りや電子帳簿保存法による書類の保存に関してクラウドを検討されている方はご相談ください。私の方で準備できるクラウドがあります（月額1,100円～）。こちらをご利用いただくと、私の方でクラウドにアクセスさせていただいて、書類を直接見せていただいたり、場合によっては、会計ソフトに取り込んだりすることができます。お互いの手間が減ることが期待されますので、この際ご検討いただければと思います。

☆ 相続対策と課税の公平

タワーマンション事件では、被相続人が事業承継の目的で取得したマンションの相続税評価は、財産評価基本通達（評価通達）によるのではなく、総則6項を適用した鑑定評価額による、として追徴課税されました。

相続人は相続税評価額をマンション取得のための借入金と相殺し、相続税額をゼロとして申告しましたが、銀行に残された資料等から一連の取引が租税負担の軽減を意図したものであると認定されました（銀行員も「相続対策で融資をした」と証言しました）。

◆ 相続対策に対する課税

相続対策は、生前に財産を組替え、移転させることにより、課税価格を少なくして相続時の税負担を圧縮させるものですが、これらは法令に従う限り、本来、適法であり、実際の申告では路線価等に基づく評価（評価通達による評価）が求められます。

一方で、その評価通達には、総則6項という項が規定されており、評価通達による評価が著しく不相当と認められるときは、評価通達ではなく、国税庁長官の指示を受けて評価すると規定されています。この場合は、納税者の意に反して課税されることになり（納税者は勝てないです）。総則6項の「著しく不相当」がどの程度を指すのか明確に規定されていませんが、最高裁は実質的な租税負担の公平に反する事情がある場合には、合理的な理由があると認められるので、評価通達に従わなくても平等原則に反しないと判示しました。

◆ 租税法律主義との相克

評価通達によらずに課税庁が評価するとなると、そこには課税庁の恣意性が働き、納税者にとっては自分の申告が適法か予測できず、いつ否認されるか分からない不安定なものとなってしまいます。

総則6項を適用するのは、行き過ぎた税負担の圧縮が行われたとき、とされていますが、その判断を納税者に求めるのは無理があります。課税庁が評価額を決め、変更することが自由にできるのであれば、申告納税制度の根幹が損なわれてしまいます。

◆ 租税公平主義を意識した相続対策

国税庁はパブリックコメントでマンションなど居住用の区分所有財産の評価について、市場価格と相続税評価額との乖離を埋める基準を決め、来年1月1日から適用する旨を公表しましたが、相続対策に対する判断基準を示しているわけではありません。課税庁に恣意的な課税をさせないよう、適正な課税ルールを法律で定めることを求めつつ、納税者には今後も租税公平主義を意識した相続対策が求められそうです。